

# エネルギー・食料品価格の物価高騰等に関する町の支援対策について

新富町 令和7年12月19日

エネルギー・食料品価格の物価高騰等により影響を受ける町民の皆様や事業者の支援を以下のとおり実施します。

## 1. 農業者等に対する支援

事業費:39,240,000円

エネルギー・資材等の高騰等により、経営に影響を受けている農畜産業者等を支援するため、下記の支援給付金を交付します。

- 支援金の額: ①施設園芸、茶、畜産、養鰻 1 経営体あたり 10万円

- ②露地野菜 1 経営体あたり 6万円

- 交付対象: 次の要件をすべて満たすこと

- ①新富町に令和7年12月1日に住所を有する個人又は法人

- ②販売を目的とした農業等を営む個人又は法人

- 交付方法: 産業振興課で申請を受け付けますので、次項の「必要書類」をご提出ください。ただし、町が継続的に農業等を営んでいると確認している農畜産業者等については、支援給付金の準備ができ次第前回指定の口座に振り込みますので申請不要です。

- 必要書類: ①申請書兼請求書、②申告書の写し等、③誓約書、④振込口座の通帳の写し

- 申請期限: 令和8年1月30日(金) ※期日厳守

- 注意事項: 『2. 商工業者に対する支援』の支援給付金を受給される経営体は対象外です。

【担当課: 産業振興課 農林水産・畜産係 (電話: 0983-33-6034)】

## 2. 商工業者に対する支援

事業費:19,110,000円

エネルギー価格の高騰等により、経営に影響を受けている商工業者を支援するため、1事業者につき一律2万円及び社用車1台につき2万円(上限5台:10万円)の支援給付金を交付します。

- 交付対象: 次の要件をすべて満たすこと

- ①町内に営業所、事務所、工場又は事業場を有する法人又は個人

- ②商工会加盟会員

- ③令和7年12月1日現在で事業を営んでいる事業者

- ④本給付金と同一の内容で町が支給する給付金を受給していないこと

- 交付方法: 新富町商工会で申請を受け付けます。(新富町商工会: 電話 0983-33-1231)

- 必要書類: ①申請書兼請求書、②営業の実態が確認できる書類(申告書の写し等)、③車検証の写し等(社用車と確認できる書類)、  
④誓約書、⑤振込口座の通帳の写し

- 申請期限: 令和8年1月30日(金)(商工会加盟会員には、別途申請書を郵送) ※期日厳守

- 注意事項: 『1. 農業者等に対する支援、3. 福祉・介護事業者等に対する支援、4. 医療事業者等に対する支援』を受給される事業者は対象外です。

【担当課: 産業振興課 商工係 (電話: 0983-33-6029)】

## 3. 福祉・介護事業者等に対する支援

事業費:4,700,000円

エネルギー価格・資材等の高騰等の影響を受けている福祉・介護事業者等を支援するため、一律5万円の支援給付金を交付します。

- 交付対象: 令和8年1月1日現在、新富町内において次のいずれかに該当する事業を行っている事業所等

- ①社会福祉法、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に規定する事業

- ②老人福祉法又は介護保険法に規定する事業

- ③子ども食堂又は地域住民の通いの場等における類似する事業であって、町長が認めるもの

- 交付方法: 交付対象①及び子ども食堂は福祉課、交付対象②及び地域住民の通いの場等はあんしん長寿課で申請を受け付けます。

- 次項の「必要書類」をご提出ください。ただし、令和6年度及び令和7年度支給の新富町福祉事業者等物価高騰対策支援給付金を受給した対象事業者は、支援給付金の準備ができ次第前回指定の口座に振り込みますので申請不要です。

★詳細は、1月中旬発送の郵便でお知らせいたしますので、必ず内容をご確認ください。

- 必要書類: ①申請書兼請求書、②営業の実態が確認できる書類(申告書の写し等)、③誓約書、④振込口座の通帳の写し

- 申請期限: 交付対象②及び地域住民の通いの場等 令和8年1月30日(金) ※期日厳守

- 交付対象①及び子ども食堂等 令和8年2月27日(金) ※期日厳守

【担当課: 福祉課 社会福祉係 (電話: 33-6382) あんしん長寿課 介護保険係 (電話: 33-6056)】

## 4. 医療事業者等に対する支援

事業費:1,400,000円

エネルギー価格・物価高騰等の影響を受けている医療事業者等を支援するため、一律5万円の支援給付金を交付します。

- 交付対象: 次の要件をすべて満たす医療等を提供する事業を行っている事業者等

- ①町内に住所を有すること

- ②令和7年12月1日現在で事業を営んでいる事業者

- 交付方法: いきいき健康課で申請を受け付けますので、次項の「必要書類」をご提出ください。ただし、「令和6年度新富町医療機関等物価高騰対策支援給付金」を受給した対象事業者は、支援金の準備ができ次第前回指定の口座に振り込みますので申請不要です。

- 必要書類: ①申請書兼請求書、②営業の実態が確認できる書類(申告書の写し等)、③誓約書、④振込口座の通帳の写し

- 申請期限: 令和8年1月30日(金) ※期日厳守

【担当課: いきいき健康課 健康推進係 (電話: 33-6026)】

## 5. 高齢者に対する支援

事業費:16,000,000円

食料品価格の物価高騰等の影響を受けている75歳以上の方を支援するため、一律5千円の支援給付金を交付します。

- 交付対象：令和8年1月1日現在、新富町の住民基本台帳に記録されている昭和26年4月1日以前に生まれた者
- 交付方法：あんしん長寿課で申請を受け付けますので、次項の「必要書類」をご提出ください。ただし、「令和5年度新富町高齢者物価高騰対応重点支援給付金」を受給した対象者は、支援給付金の準備ができ次第前回指定の口座に振り込みますので申請不要です。

★詳細は、1月中旬発送の郵便でお知らせいたしますので、必ず内容をご確認ください。

- 必要書類：①申請書兼請求書、②振込口座の通帳の写し

- 申請期限：令和8年2月27日（金）※期日厳守

【担当課：あんしん長寿課 高齢者福祉係（電話：33-6056）】

## 6. 障がいのある方に対する支援

事業費:4,500,000円

食料品価格の物価高騰等の影響を受けている障がいのある方を支援するため、1人につき5千円の支援給付金を交付します。

- 交付対象：令和8年1月1日現在、町の住民基本台帳に記録されている下記の手帳所持者
  - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを有する者

※有効期間の定めがある手帳にあっては、基準日において当該有効期間内であるものに限る。

- 交付方法：紙面又はオンラインでの申請等

- 必要書類：①申請書、②手帳の写し、③振込口座の通帳の写し ※オンラインでの申請の場合は紙での提出は不用です。

- 申請期限：令和8年2月27日（金）※期日厳守

- 注意事項：「5.高齢者に対する支援」において給付金を受給される方は対象外です。

【担当課：福祉課 社会福祉係（電話：33-6382）】

## 7. 家庭用LED照明器具の買替に対する支援

事業費:5,000,000円

エネルギー価格が高騰する中、家庭における電気代の負担軽減を図るとともに地球温暖化対策を推進するため、節電効果が高く温室効果ガスの排出が低減されるLED照明器具への買い替え等（工事費含む。）に係る費用の一部（上限2万円）を助成する補助金を交付します。

- 交付対象：次の要件をすべて満たすこと

- ①町内に住所を有し、当該住所地の戸建て住宅（持ち家）に居住していること
- ②居住する住宅の照明器具（LED以外のもの）をLED照明器具（新品）に買い替える（工事する）こと（管球のみの交換を除く。）
- ③買い替えの費用が5千円以上であること
- ④令和8年2月1日以降に購入等したLED照明器具であること（コンセント式、電池式など容易に持ち運べるもの除外。）

- 補助内容：①町内に本店を有する販売店等で購入等した場合：購入等費用の2分の1（上限2万円）

- ②上記以外の場合：購入等費用の3分の1（上限2万円）

- 交付方法：環境対策課で申請を受け付けますので、次項の「必要書類」をご提出ください。

- 必要書類：①申請書兼請求書 ②領収書の写し ③保証書の写し ④本人確認書類の写し ⑤振込口座の通帳の写し ⑥交換前後の写真

- 申請期間：令和8年2月9日（月）から予算がなくなり次第終了

- 注意事項：下記の費用については、補助対象外です。

- ①LED照明器具等を購入した際の配送料、②クーポン券、ギフト券等により支払った費用、③販売店等の独自のポイントサービス等を利用して支払った費用

【担当課：環境対策課 環境推進係（電話：33-6072）】

## 8. プレミアム商品券等発行事業

事業費:40,100,000円

エネルギー・食料品価格等の物価高騰等の影響を受けている町民の皆様への支援及び町内経済の活性化を図るためにS!あぶを活用した電子クーポン事業を実施します。

- 取得方法：S!あぶにて一定金額の買い物をしてスタンプを取得。スタンプの個数に応じてクーポンを付与。

【クーポン取得から使用までの流れ】 ※クーポン発行予定枚数 @500円×36,000枚

①S!あぶ加盟店舗で1,000円以上のお買い物をする。スタンプを1個取得→クーポンが1,000円分取得できる。

②①のスタンプは最大6個まで取得できる。（最大6,000円分のクーポン）

③クーポン使用期間内にクーポンを消化。

※クーポンのストックは可能とする。

- 実施予定期間：【クーポン取得期間】令和8年2月上旬から令和8年2月中旬まで 【クーポン使用期間】令和8年2月中旬から令和8年3月中旬まで

- 実施方法：新富町商工会に補助金を交付し、事業を実施する。

- その他：令和8年度プレミアム商品券等発行事業実施予定：事業費 20,100,000円

【担当課：産業振興課 商工係（電話：0983-33-6029）】

## 9. 子育て世帯に対する支援【全国一律】

事業費:56,000,000円

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響によって深刻な打撃を受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、こども1人当たり一律2万円の物価高対応子育て応援手当を支給します。

- 交付対象：①令和7年9月時点で新富町に在住していた、児童手当支給対象児童を養育する父母等  
②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた児童を養育する父母等 (①、②共に公務員含む)

- 交付方法：公務員を除く児童手当受給者は原則申請不要となり、児童手当登録口座等へ振り込みます。公務員の方や改めて申請が必要となる方には、福祉課⑦番窓口で申請を受け付けます。※詳細は決まり次第支給対象者に案内します。

【担当課：福祉課 児童福祉係（電話：0983-33-1293）】